株式交換に関する事後開示書類

太平洋セメント株式会社

小野田ケミコ株式会社

東京都文京区小石川一丁目1番1号 太平洋セメント株式会社 代表取締役社長 不死原 正文

東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 小野田ケミコ株式会社 代表取締役社長 竹山幸生

## 株式交換に係る事後開示書類

太平洋セメント株式会社(以下「太平洋社」といいます。)と小野田ケミコ株式会社(以下「ケミコ社」といいます。)は、2023年6月29日付にて両社の間で締結した株式交換契約に基づき、2023年9月20日を効力発生日として太平洋社を株式交換完全親会社、ケミコ社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、会社法第801条第3項第3号及び会社法施 行規則第190条に定める事後開示事項は、下記の通りです。

記

- 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号) 2023年9月20日
- 2. 株式交換完全子会社に関する事項(会社法施行規則第190条第2号)
- (1)会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

ケミコ社は、会社法第785条第3項の規定により、2023年8月10日付で、ケミコ社の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社である太平洋社の商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

なお、会社法第787条及び第789条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

- 3. 株式交換完全親会社における事項(会社法施行規則第190条第3号)
- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

太平洋社は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による株式交換の差止請求を行うことができる株主はいないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

太平洋社は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2023年7月1日付で、太平洋社の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社であるケミコ社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。

太平洋社は会社法第796条第2項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による株式買取請求を行うことができる株主はいないため、該当事項はありません。なお、会社法第799条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第190条第4号)

本株式交換により、太平洋社に移転したケミコ社の株式の数は、4,000株です。

- 5. その他株式に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)
- (1) 太平洋社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した太平洋社の株主の有する議決権の数は5,050個であり、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。
  - (2) ケミコ社は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、略式株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) 太平洋社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のケミコ社の株主名簿に記載された 株主に対し、その所有するケミコ社株式1株に対して太平洋社株式64株の割合をもって太 平洋社の普通株式を割当交付しました。太平洋社が交付した株式の総数は256,000株です。
- (4) 本株式交換により増加する太平洋社の資本金、資本準備金及び利益準備金は会社計算規則第39条の規定に従い、太平洋社が別途定める額となります。

以上